

社会福祉法人パール パールケア
同行援護契約書
<令和4年10月1日現在>

様(以下「利用者様」といいます)と社会福祉法人パール パールケア(以下「パールケア」といいます)は、障害者(児)同行援護サービスについて次の通り契約いたします。

○第1条 (契約の目的)

- 1 パールケアは、利用者様に対し障害者総合支援法令の趣旨にしたがい、利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営み、必要な際は安全に外出できるよう同行援護サービスを提供します。又、利用者様は、パールケアに対しそのサービスに対する料金をお支払いいただきます。

○第2条 (契約期間と契約の終了)

- 1 契約期間は 年 月 日から、利用者様の介護給付支給期間満了日までです。
- 2 契約満了日の7日前までに、利用者様からパールケアに対して文書により契約終了の申し出がない場合、かつ利用者様の介護給付費支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約は更新されるものとします。
- 3 パールケアにおいて、やむを得ない事情がある場合、利用者様に契約終了日の1ヶ月前に理由を示した文書で通知し、この契約を解約することができます。
- 4 利用者様は、次の事由に該当した場合、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ①パールケアが正当な理由なく、サービスを提供しない場合。
 - ②パールケアが利用者様の名誉を著しく傷つけた場合。
 - ③パールケアが利用者様やそのご家族に、社会通念を逸脱する行為を行った場合。
 - ④パールケアが守秘義務に違反した場合。
- 5 パールケアは、利用者様又はご家族が、パールケアやパールケアの従事者に対して、本契約を継続しがたい不信行為を行った場合、文書でご通知しこの契約を解約することができます。
次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- 6
 - ①利用者様が施設に入所した場合。
 - ②利用者様の居宅介護についての介護給付費の支給決定が取り消された場合。もしくは介護給付支給期間終了に伴い介護給付支給申請を行った結果、不支給となった場合。以上の時には、所定期間の経過をもってこの契約は終了となります。ただし利用者様の転居に伴い支給決定が取り消された後に、引続き転入先の区市町村で支給決定された場合は、必要に応じて契約変更で対応する事ができます。
 - ③利用者様が死亡された場合。
 - ④利用者様がサービス利用料金の支払いを1ヶ月以上滞納し、再度請求したにもかかわらず、7日以内にお支払いいただけない場合。

○第3条 (同行援護計画及び契約支給量)

- 1 パールケアは、利用者様の受給者証に記載された行動援護の支給量を踏まえ、利用者様の身体・日常生活全般の状況及び課題と意向を踏まえた上で、同行援護計画を本契約締結の日から10日以内に作成します。この計画は、事業者が利用者様に説明して同意を得たうえで作成することとし、その写しを利用者様に交付します。利用者様はいつでも同行援護計画についての説明を求め、意見を述べることや変更を求めることができます。利用者様の希望・課題また12ヶ月に一度定期的に見直すほか、必要に応じて見直します。
- 2 パールケアは、前項の同行援護計画に基づき契約支給量を定め、利用者の受給者証に記載します。
- 3 利用者様は、受給者証記載事項に変更があった場合には、速やかにパールケアに変更内容を知らせるとともに、パールケアの求めに応じて受給者証の内容を確認させるものとします。

○第4条 (サービス内容)

- 1 パールケアは、その指揮命令のもとに、同行援護従業者を利用者様の居宅等に訪問させ、外出時における、移動に必要な情報提供(声かけ、代筆、代読等)、外出時における移動中の介護、排泄、食事等の介護のほか、

生活等に関する相談及び助言などのうちから前条に定める同行援護計画にもとづいて適切にサービスを提供します。

○第5条 (料金)

- 1 パールケアが提供する同行援護サービスに対する料金は、厚生労働大臣が定める基準によるものです。
- 2 パールケアは、当月利用料金の請求兼領収書を、翌月の20日前後に利用者様に送付します。当月利用料金は、27日(土日祝日の場合はその後日)に利用者様の支払い指定口座より引落しいたします。尚、指定口座は、社会福祉法人パールの諸事業を利用される際、最初に指定いただいた口座となります。
※現金での回収は対応できないため口座登録完了時にまとめて引落しさせて頂く場合がございます。

○第5条 (秘密保持)

- 1 パールケア従事者は、サービス提供をする上で知り得た利用者様及びそのご家族に関する個人情報、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 前後の規定にかかわらず、サービスの質向上を目的とした研修、第三者評価機関による審査等、また居宅介護サービスを提供するにあたり他の指定居宅介護事業者、その他保健医療サービス、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める為、事業者が利用者様の個人情報を利用することに利用者様は同意します。

○第6条 (賠償責任)

- 1 パールケアは、サービス提供にともなう、パールケアの責めに帰すべき事由により利用者様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を適正に賠償いたします。
- 2 ただし、利用者様が契約締結時に、その疾患及び身体状況等の重要事項について故意にこれを告げず、また不実の告知を行ったことによって損害が発生した場合には、その限りではありません。

○第7条 (緊急時の対応)

- 1 パールケアは、同行援護の提供を行っている時に利用者様に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、予め届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡し必要な対応をいたします。

○第8条 (相談・苦情対応)

- 1 パールケアは、利用者様からの相談、苦情等に対応する窓口を設置しています。そして、自ら提供したサービスに関するご利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

○第9条 (本契約に定めのない事項)

- 1 利用者様とパールケアは、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、障害者総合支援法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って、協議の上定めます。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、ご利用者様、パールケアが署名押印の上、1通ずつ保有します。

◇契約締結日 年 月 日

◇事業者 事業者名 社会福祉法人パール 「パールケア」
住 所 東京都渋谷区鉢山町3番27号
Tel.03-5458-4816
代表者氏名 理事長 新谷弘子 印

◇ご利用者様 住 所 _____
氏 名 _____ 印

※ご利用者様以外の方から署名捺印をいただく場合

◇代理人 住 所 _____
氏 名 _____ 印